

別紙-3 廃棄物の海洋投入処分に関する計画変更の内容

(1) 海洋投入処分しようとする廃棄物の数量

(変更前) 5ヶ年で 25,520m³

(変更後) 5ヶ年で 40,311m³

(2) 単位期間において海洋投入処分しようとする廃棄物の数量

| | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 5年次 |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| (変更前) | 5,104m ³ | 5,104m ³ | 5,104m ³ | 5,104m ³ | 5,104m ³ |
| (変更後) | 0m ³ | 4,000m ³ | 4,000m ³ | 16,311m ³ | 16,000m ³ |

※変更後の1年次、2年次は実績値

(3) 廃棄物の浚渫方法

(変更前) バックホウ浚渫船により海底を掘削し、その場で土運船に浚渫土砂を積み込む。

○使用船舶：バックホウ浚渫船（バケット容量：1.2 m³）1隻

(変更後) 変更なし

(4) 廃棄物の排出方法

(変更前) 廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成17年環境省第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。なお、航行中の排出は行わない」に従い実施する。

○運搬・排出における使用船舶 底開式土運船（最大積載容量400m³）1隻

○排出回数 最大排出回数：2航海/日（日最大排出量：800m³）

(変更後)

○運搬・排出における使用船舶 底開式土運船（最大積載容量650m³）1隻

○排出回数 最大排出回数：2航海/日（日最大排出量：1300m³）

(5) 廃棄物の排出海域

(変更前) 北緯34°59'47" 東経140°10'20"を中心とした半径300mの範囲

(変更後) 変更なし

他の事業との累積的・複合的な影響を検討するため、令和6年1月5日までに本申請の排出海域周辺において海洋投入処分が許可された事業を整理した（表3-1及び図3-1）。

確認の結果、当該排出海域における既許可の事業として、千葉県南部漁港事務所実施の2事業（天津漁港：23-002、小湊漁港：23-003）が存在する。これら2事業の排出海域は当該排出海域と全く同じであり、処分期間も重複する。本事業、天津漁港（23-002）、小湊漁港（23-003）の3事業をあわせた最大年間海洋投入処分量は

$$\text{和田漁港 (16,311m}^3\text{)} + \text{天津漁港 (9,000m}^3\text{)} + \text{小湊漁港 (5,200m}^3\text{)} = 30,511\text{m}^3$$

となり、10万m³を超えない。また、堆積厚は最大でも10.8cm/単位期間と予測され、30cm未満であることから、初期的評価の実施が適当であることを確認した（添付資料-2、「3.1」参照）。

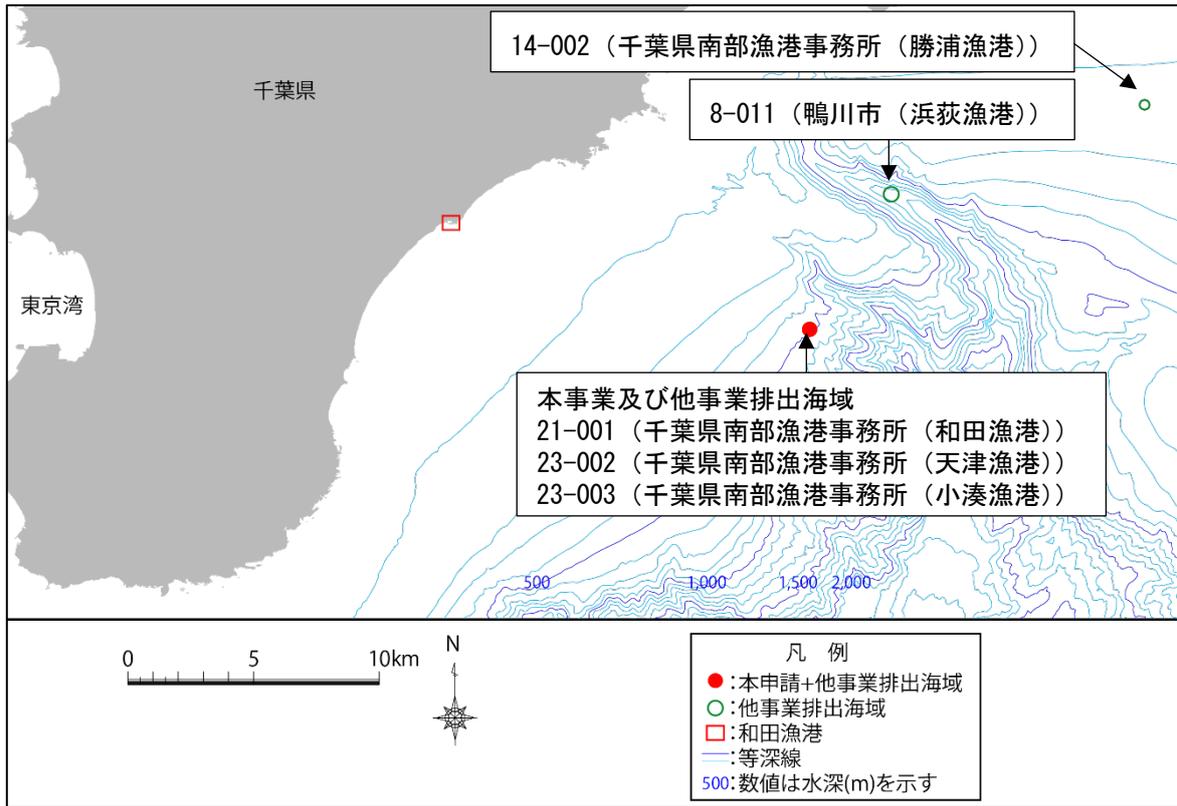
このほか、当該排出海域に最も近い許可事業は鴨川市実施の（浜荻漁港：8-011）であるが、排出海域より約5.8km離れており、許可の有効期限も平成20年8月1日から平成21年3月31日までと、本事業における投入時期と大きく異なることから、複合影響の可能性はほとんどないと考えられる。

また、累積的な影響については、「浚渫土砂等の海洋投入及び有効利用に関する技術指針（改訂案）」（国土交通省港湾局、平成25年7月）（以下「技術指針」という。）において、前回の申請時に「初期的評価」を実施した場合には、累積的影響を考慮する必要はないと記載されている。本申請と排出海域が同一箇所である前回（許可番号15-005）の申請は初期的評価であるため、累積的影響を考慮しない。

表3-1 本申請の排出海域と周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

| 許可番号 | 事業者の名称 | 処分期間 | 投入処分量(m ³) | 排出海域 |
|--------|------------------|-------------------------------|------------------------|--|
| 8-011 | 鴨川市（浜荻漁港） | 平成20年8月1日～平成21年3月31日 | 18,000 | 北緯 35° 02' 44"、東経 140° 12' 30" を中心とした半径 300m の海域 |
| 14-002 | 千葉県南部漁港事務所（勝浦漁港） | 平成26年5月16日～平成29年3月31日 | 131,000 | 北緯 35° 04' 40"、東経 140° 19' 12" を中心とした半径 200m の海域 |
| 15-005 | 千葉県南部漁港事務所（和田漁港） | 平成27年11月20日～平成32年（令和2年）11月19日 | 70,000 | 北緯 34° 59' 47"、東経 140° 10' 20" を中心とした半径 300m の海域 |
| 21-001 | 千葉県南部漁港事務所（和田漁港） | 2022年1月13日から2026年11月30日まで | 25,520 | |
| 23-002 | 千葉県南部漁港事務所（天津漁港） | 2023年6月1日から2028年3月31日まで | 26,000 | |
| 23-003 | 千葉県南部漁港事務所（小湊漁港） | 2023年6月1日から2027年12月31日まで | 26,000 | |

出典「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」（環境省ウェブサイト、令和6年1月5日閲覧）より作成



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省ウェブサイト、令和6年1月5日閲覧)、「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、2015年)より作成

図3-1 本申請排出海域と近傍の他事業排出海域の関係

表3-2 一般水底土砂の堆積に関する予測結果

| 廃棄物の種類 | 事業 | 予測結果 | | |
|--------|---------------------------|--|--|--|
| | | 影響想定海域 | 堆積範囲 | |
| 一般水底土砂 | 本事業 | 影響想定海域 | 北緯 34° 59' 47" 東経 140° 10' 20" を中心とする半径 1,275m の海域 | |
| | | 堆積範囲 | 北緯 34° 59' 47" 東経 140° 10' 20" を中心とする半径 833m の海域 | |
| | | 年間最大堆積厚 | 5.8cm/単位期間(最大) | |
| | 他事業 天津漁港(許可番号: 23-002) | 影響想定海域 | 北緯 34° 59' 47" 東経 140° 10' 20" を中心とする半径 1,210m の海域 | |
| | | 堆積範囲 | 北緯 34° 59' 47" 東経 140° 10' 20" を中心とする半径 785m の海域 | |
| | | 年間最大堆積厚 | 3.18cm/単位期間(最大) | |
| | 他事業 小湊漁港(許可番号: 23-003) | 影響想定海域 | 北緯 34° 59' 47" 東経 140° 10' 20" を中心とする半径 1,210m の海域 | |
| | | 堆積範囲 | 北緯 34° 59' 47" 東経 140° 10' 20" を中心とする半径 785m の海域 | |
| | | 年間堆積厚 | 1.84cm/単位期間 | |
| | 複合的影響 | 影響想定海域 | 本事業の影響想定海域 | |
| | | 堆積範囲 | 本事業の堆積範囲 | |
| | | 年間最大堆積厚 | 10.8cm/単位期間(最大) | |
| 総括 | | 安全側(排出海域内に年間投入量が堆積する場合)に考えても堆積厚は30cmを超えない。 | | |